

シンガポールにおける  
Productivity and Innovation Credit (PIC)の概要

(2016年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

シンガポール事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

#### 本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）シンガポール事務所が現地法律事務所 SCS Global Consulting(S) Pte Ltdに作成委託し、2016年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびSCS Global Consulting(S) Pte Ltdは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびSCS Global Consulting(S) Pte Ltdに係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・シンガポール事務所

E-mail：SPR@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

## 目次

1.	概要.....	1
2.	400%損金算入と適用対象支出の範囲.....	1
3.	Cash payout.....	3
4.	400%損金算入と Cash payout の比較.....	3

# シンガポールにおける Productivity and Innovation Credit (PIC)の概要

## 1. 概要

Productivity and Innovation Credit (生産性・革新クレジット。以下「PIC」という。)は、企業の人材の生産性向上および技術革新の推進を奨励するために、特定の活動にかかわる支出に対するシンガポールの優遇税制の一つです。PIC はシンガポールの法人税制上もっとも優遇度合いの高い制度の一つであるため、現地で法人税申告を行う際には必ず適用可否を検討すべき制度です。一方で、PIC は派生的にいくつかの税制優遇が設けられており、かつ 2010 年の導入以来度重なる税制改正により、適用年度によって条件等が異なるため、網羅的に理解するのが難しい制度でもあります。

PIC は、大きく分けると「400%損金算入」と「Cash payout」の 2 種類に区別できます。前者は、100 の支出に対して税務上 400 を損金算入できるという制度で、後者は 100 の支出に対して一定割合の補助金が受けられるという制度です。適用対象となる支出の範囲はいずれも同じですが、適用要件や限度額等が異なります。また、適用対象支出を行ったシンガポール法人は、このいずれか一方を選択適用できるため、どちらの制度を適用した方が良いかという有利判定も含めて検討する必要があります。

なお、本稿は一般的かつ概略的な内容を紹介する目的で作成したものであり、PIC の適用対象支出の範囲や適用可否の判定は複雑なケースも多いため、個別に専門家にご相談されることをお勧め致します。

## 2. 400%損金算入と適用対象支出の範囲

PIC の適用対象とされる支出は、以下の 6 つの活動にかかわる支出とされています。適用対象支出の概要および損金算入額をまとめると下表のようになります。

活動内容	適用対象支出の概要 <sup>1</sup>	損金算入額
自動化設備の導入	自動化設備として IRAS が定める備品等が対象になります。例えばパソコンやプリンターやシステムの多くも対象になります。 また、購入費用に限らず、リース費用も対象になります。	
従業員の研修	内部研修のうち一定のものと、すべての外部研修が対象になります。 ※2012 年改正により、政府機関の公認でない内部研修についても一部適用対象として認められますが、この場合は年間 S\$10,000 が限度額となります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 年間 S\$400,000 まで →400%の損金算入</li> </ul>
知的財産権の取得・使用	事業に使用する目的で取得した知的財産権の購入費用および使用料が対象になります。なお、適用対象となった知的財産権は 5 年以上保有することが求められます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 年間 S\$400,000 以上 →100%の損金算入</li> </ul>
知的財産権の登録	自社で知的財産権（商標、デザイン等）を登録する際に要した登録費用や専門家報酬などが対象になります。	
デザイン活動の投資	新製品や工業用デザインを制作する際に要した費用で一定の要件を満たしたものが対象になります。	
研究開発	適格研究開発のために支出する人件費や消耗品費が対象になります。この研究開発はシンガポール国外で開発されている場合を含みますが、シンガポール国内で行われる事業に関連している場合に限りません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 年間 S\$400,000 まで →400%の損金算入</li> <li>➤ 年間 S\$400,000 以上 →150%の損金算入</li> </ul>

※年間 S\$400,000 までが 400%損金算入の対象とされていますが、2016 賦課年度から 2018 賦課年度<sup>2</sup>の 3 年間の限度額をまとめて使用することができます。例えば、2016 賦課年度で S\$1,500,000 の自動化設備の購入があった場合、S\$1,200,000 までは 400%償却の適用を受けることができます。

<sup>1</sup> 各活動に応じて詳細な範囲や要件が設けられているため、実際の適用にあたっては個別に適用対象支出に該当するか否かの判断が必要となります。

<sup>2</sup> 賦課年度（Year of Assessment / YA）とは、税務上の申告年度の呼称です。2016 賦課年度（YA2016）は、2016 年中に法人税確定申告を行う事業年度のことを指し、会計上の事業年度が 2015 年中に完了する事業年度のことをいいます。例えば、2015 年 12 月末に終了する事業年度が YA2016 となります。

なお、この場合には 2017 賦課年度および 2018 賦課年度の損金算入の限度枠が残っていないため適用を受けられません。

※S\$400,000 の限度枠は、活動ごとに設けられています。つまり、2016 賦課年度の最高適用額は、 $S\$400,000 \times 3\text{years} \times 6\text{ activities} \times 400\% = S\$28,800,000$  ということになります。

※SMEs (Small and Medium-sized Enterprises。いわゆる中小企業。)に限っては、各活動につき年間 S\$400,000 とされている限度額が、2015 賦課年度から 2018 賦課年度は、年間 S\$600,000 に増額されています。これを PIC + Scheme といい、グループ全体で下記の規模以下であることを条件に適用が認められています。

- 年間売上が S\$100,000,000 未満であること
- 従業員が 200 人未満であること

### 3. Cash payout

Cash payout は、下記の要件を充足することを条件に、上述適用対象支出の一定割合を還付金として申請することができるという制度です。なお、還付金を受ける場合には、当該適用対象支出については通常の損金算入も認められません。

- シンガポール国内で事業を行っている企業であること。
- 3 人以上のローカルスタッフ（シンガポール国籍またはシンガポール PR 保有者）を申請期間の直前 3 ヶ月以上継続して雇用していること。（“Three-Local-Employee” Condition）
- 「自動化設備の導入」に関連する支出により Cash payout を申請する場合には、当該申請対象となった資産を事業供用していること。（“In-Use” Condition）

Cash payout として、還付金を受けられる一定割合は適用賦課年度によって以下のように異なります。なお、申請限度額は 1 賦課年度ごとに S\$100,000（2011～2012 賦課年度は S\$200,000）で、400%損金算入のように 3 賦課年度通算して限度額を計算することはできません。

- ① YA2011～YA2012：適用対象支出×30%
- ② YA2013～YA2016：適用対象支出×60%
- ③ YA2017～YA2018：適用対象支出×40%（2016 年 7 月 31 日までに生じた支出は 60%）

### 4. 400%損金算入と Cash payout の比較

上述の 400%損金算入と Cash payout の相違点をまとめると、下表のようになります。

	400%損金算入	Cash Payout
税効果割合	68% (400% × 最高税率 17%)	60% (2016年8月1日以降、40%に縮小)
適用対象支出	適用対象支出の範囲は同じ	
適用要件	特になし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シンガポール国内での事業要件</li> <li>・ 3名以上のローカルスタッフ採用</li> <li>・ 資産の事業供用要件</li> </ul>
限度額	各 Activity につき S\$400,000/年 (SMEs は S\$600,000/年)	全 Activity を合計で S\$100,000/年
年度通算	YA2016 から YA2018 まで通算可能	年度通算は認められず、 各賦課年度につき S\$100,000
適用年度	YA2011～YA2018 (YA2019 以降は廃止予定)	
申請時期	その事業年度の確定申告書提出時 (翌年 11 月末)	各四半期終了日からその事業年度 にかかわる確定申告書提出期限まで

適用対象支出のあったシンガポール法人は、要件を満たしている限りにおいて 400%損金算入と Cash payout のいずれを適用するか選択することができますので、各社いずれが有利かを判定することが必要になります。

一般論でいえば、2016年7月末までは、60%の Cash payout が受けられるが、最高税率 17%を適用されている会社は 400%損金算入を選択した方が若干有利と考えられます。一方で、欠損が続いている会社で 400%損金算入が取れたとしても欠損金の使用用途がたたない場合や、軽減税率等によって実行税率が軽減されている場合では、Cash payout を選択される会社はこれまでも多かったように見受けられます。しかし、2016年8月以降の適用対象支出は、40%しか還付金が受領できないため、以前よりも積極的に 400%損金算入を選択した方が税務メリットを享受できるケースも想定されます。

- 400%損金算入：適用対象支出 S\$1,000 × 400% × 17% = **S\$680** (損金算入による軽減税額)
- Cash payout (2016年7月以前)：適用対象支出 S\$1,000 × 60% = **S\$600** (還付金)
- Cash payout (2016年8月以降)：適用対象支出 S\$1,000 × 40% = **S\$400** (還付金)

なお、PIC は株主が外国企業であるかどうかにかかわらず条件を満たせば適用できるため、日系企業のシンガポール現地子会社も恩恵を受けることができます。ただし、PIC + Scheme だけは親会社も含めたグループ全体で一定規模以下であることが条件となるため、その点には留意が必要となります。

以上